

## 第1 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

### 1 現況

本県では、水田が耕地面積の約7割を占めており、三大河川（東部：千代川、中部：天神川、西部：日野川）に開けた水田地帯での水稲を中心に、東中部の中山間地域にある傾斜地及び黒ボク丘陵地帯での果樹、黒ボク畑及び砂丘地での野菜、大山山麓地帯での酪農、山間地域での肉用牛など多様な農業が営まれている。

一方、本県では、認定農業者等の担い手への農地集積を進めており、担い手の営農面積が拡大することから、農道や用排水路の保全管理等の農用地の保全に関する取組に要する担い手の負担を軽減することが必要となってきた。特に中山間地域においては、高齢化や担い手不足の進行が著しく、多面的機能の低下が懸念されている。

また、農薬や化学肥料の使用を抑えた農産物への消費者ニーズの高まりや、環境への関心の高まりを背景に、環境にやさしい農業を積極的に取り組む生産者の活動に対して支援を行っている。

### 2 目標

1を踏まえ、本県では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備して、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、地域ぐるみでの保全管理活動に取り組み、農道、用排水路及び農用地等の保全管理に係る担い手の負担を軽減することで、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

また、中山間地域等の条件不利地域においては、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進することにより、平地との生産コスト差を是正し、農業生産活動の継続的な実施を支援することで、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

更に、環境保全効果の高い営農活動が地域で取り込まれるよう、自然環境の保全に資する農業生産活動を実施し、その普及・定着を図るため、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 第2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準

1 多面的機能発揮促進事業は、農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、農業者団体等が実施し、いわゆる日本型直接支払の対象となる事業である。

2 国の基本指針においては、この多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定に当たっては、各地域の自然的条件やそこで行われている営農の特徴に鑑み、各市町村が農業者団体等による各種の取組を促進すべきと考える区域を促進計画の区域としての確に設定することとし、その際には、各市町村の実情に応じて、その取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域を適切に含めるものとする

としている。

- 3 本県においては、以上を踏まえ、多面的機能発揮促進事業を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域が適切に包含され、その取組が効果的に実施されることとなるよう、市町村の促進計画において、区域を設定するものとする。
- 4 法第6条第2項第4号に規定する特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域（以下「重点区域」という。）は、事業の安定的な実施を確保するために農業振興地域の整備に関する法律の特例措置が必要と認められる区域に限って指定を行うこととし、かつ、できるだけ早い段階から市町村内の利害関係者や県との協議・調整を進めることとする。

### 第3 促進計画の作成に関する事項

- 1 促進計画の区域について  
促進計画の区域は、適当な縮尺の地図又は地番によりその範囲が特定できるように設定することとする。
- 2 促進計画の目標について  
促進計画の目標は、事業計画の期間を踏まえ、少なくとも、今後5年程度を見通した目標として設定することとする。
- 3 促進計画の区域内でその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項について  
法第3条第3項各号の事業のうち、当該市町村において実施を促進する事業を記載することとする。
- 4 重点区域の区域  
重点区域を定める場合には、適当な縮尺の地図又は地番によりその区域が明確となるように設定することとする。
- 5 促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項  
市町村の判断により必要と認められる事項を記載することとする。

### 第4 その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

- 1 第三者委員会による施策の点検及び効果の評価  
本県では、第三者委員会を設置し、法第3条第3項各号に掲げる事業の実施状況等の評価を行うこととする。
- 2 県内における推進体制の整備

(1) 法第3条第3項第1号の事業においては、県、市町村、農業団体、集落等の緊密な連携により実施することが必要であるため、本県では、県、市町村、農業団体等で構成され地域の実情を踏まえた支援を行うことができる鳥取県農地・水・環境保全協議会を推進組織に位置付けて、事業の推進を図ることとする。

(2) 法第3条第3項第2号及び第3号の事業においては、県、市町村、農業団体等と連携して、定期的な会議を開催する等により、事業の推進を図ることとする。

### 3 関係者間における連携の確保

農業の有する多面的機能の発揮の促進は、公的機関や農業関係者だけでなく、地域住民や地域団体等の多くの関係者との連携の下に行われるものであることから、県は、関係者間で情報共有等が行われるよう、その連携の推進に努めることとする。